

瑞穂監第30号
平成28年12月6日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民窓口課」の定期監査を実施した
ので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「市民窓口課」における平成28年4月1日から平成28年9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「窓口事務」について、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、監査を行った。

市民窓口課は、課長以下4名の職員と補助職員2名で次の事務を行っている。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 印鑑登録・証明に関すること。
- (4) 埋火葬許可に関すること。
- (5) 市税等の収納に関すること。
- (6) 市税諸証明に関すること。
- (7) 公共料金の収納に関すること。
- (8) 国民健康保険に関すること。
- (9) 国民年金に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に関すること。
- (11) 福祉医療に関すること。
- (12) 児童福祉に関すること。
- (13) 老人福祉に関すること。
- (14) 介護保険に関すること。
- (15) 身体障害者、知的障害者福祉に関すること。
- (16) 保健に関すること。
- (17) 瑞穂市役所巢南庁舎の施設管理に関すること。
- (18) 庁舎間及び庁舎内連絡調整に関すること。
- (19) 文書の收受及び発送に関すること。
- (20) 公用車の管理に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所巢南庁舎

平成28年10月26日(水)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び窓口事務の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

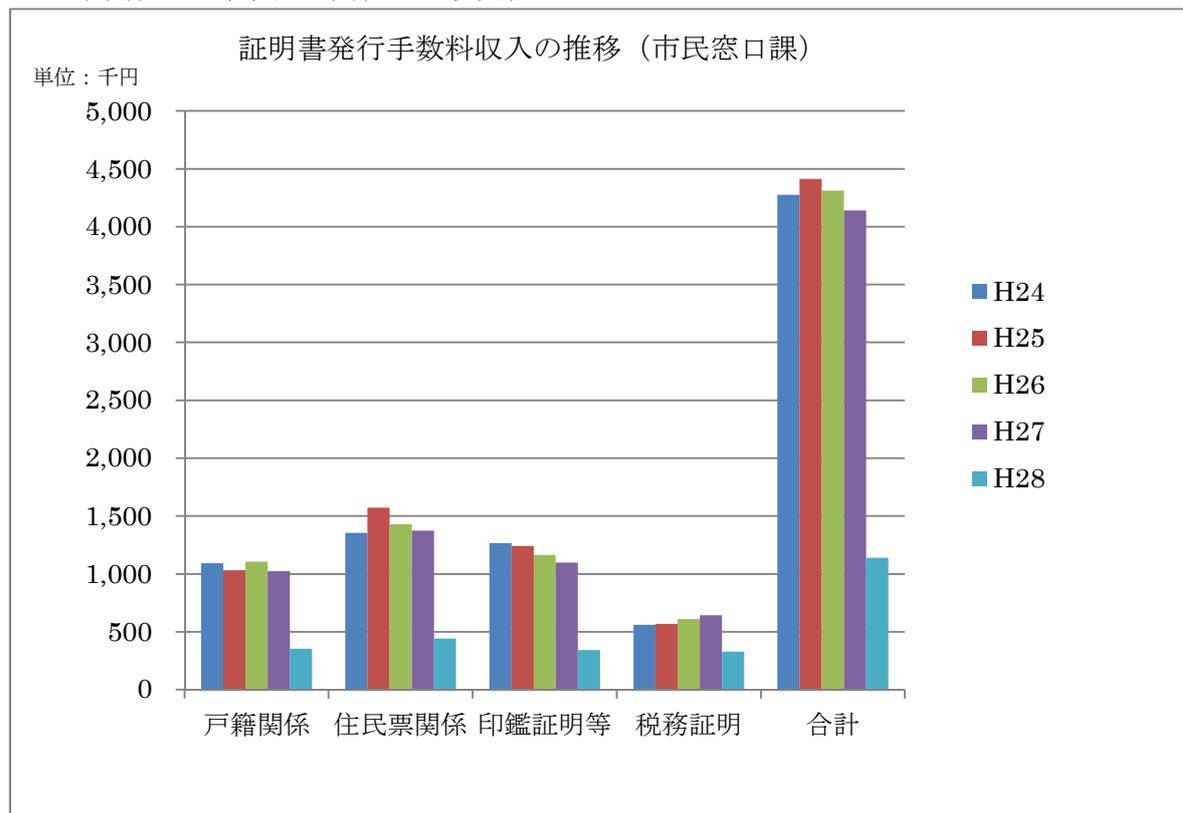
(1) 執行状況について

「市民窓口課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成 28 年 9 月末現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	4,659,000	2,442,054	52.4
歳 出	90,045,000	36,018,699	40.0

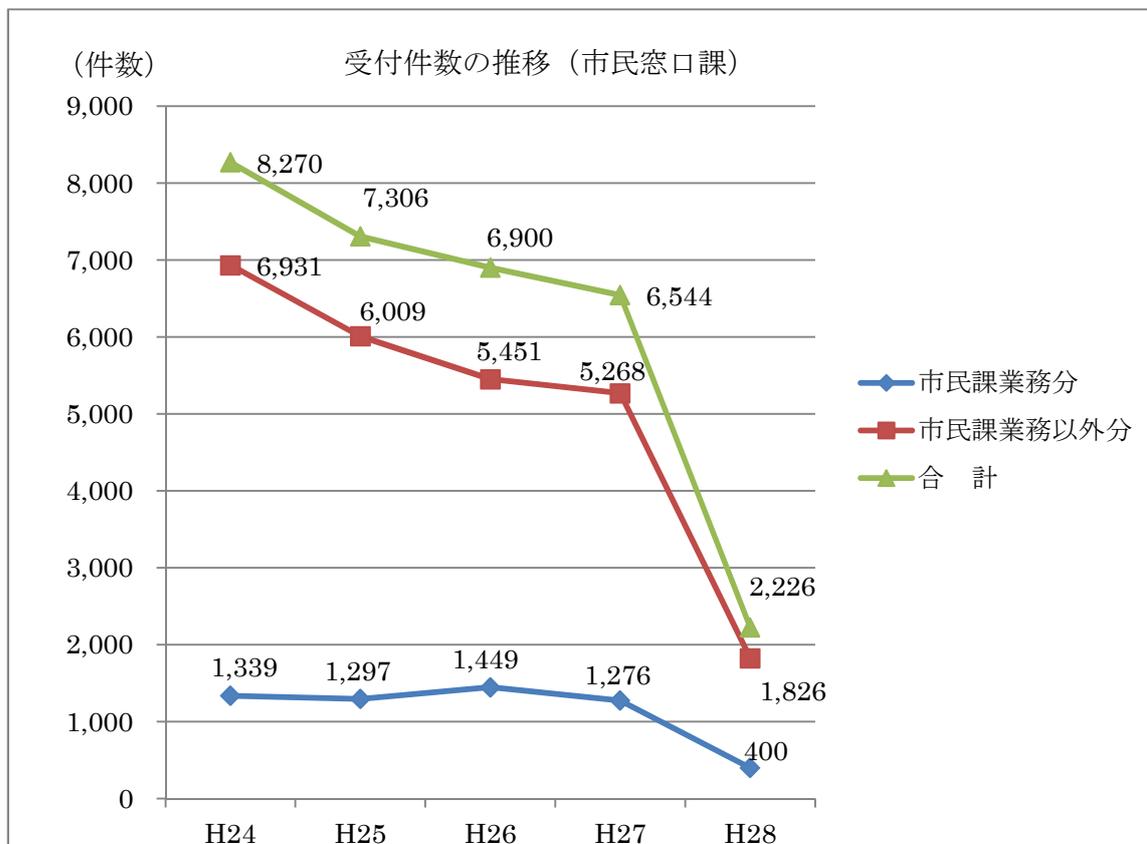
(2) 市民窓口課における証明書発行手数料収入の推移について (平成 24 年度～平成 28 年度)



※平成 28 年 7 月末現在

市民窓口課における証明書発行手数料収入は、平成 25 年度に増加したものの、平成 26 年度以降は年々減少傾向にある。

2 市民窓口課受付件数の推移について（平成 24 年度～平成 28 年度）



※平成 28 年 7 月末現在

市民窓口課の手持ち資料によれば、受付件数のうち、市民課業務分※1は、ほぼ横ばいで推移している。市民課業務以外分※2においては、年々減少している。

※1 市民課業務分…戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する業務。

※2 市民課業務以外分…国民健康保険、国民年金、福祉医療等の市民課以外の穂積庁舎の複数の課に係る業務。

3 市民窓口課に対する結果と意見

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	窓口事務の見直し等について	平成 26 年度以降は、証明書発行件数及び市民窓口課受付件数のいずれも年々減少している。 申請や手続の中には、穂積庁舎のみで取扱う業務があるとのことである。	現在配置されている電算機器の数量等が適切であるか見直すとともに、穂積庁舎関係課と協議し、現在市民窓口課が行っている事務を地域性、専門性、利便性等を考慮して整理し、費用対効果に見合った窓口事務を行っていただきたい。 また、ホームページ等を活用し、市民窓口課の業務について市民等に分かりやすく周知を行っていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
2	来庁者に対する表示について	市民窓口課のサイン（案内板）が、課の奥の方に掲げられていた。	サイン（案内板）の場所を入口付近に移動させ、来庁者に対し分かりやすい表示をするべきである。
3	予算積算及び執行について	エアコンが故障したため、施設修繕の当初予算500,000円を大きく超える1,134,000円の修繕が行われていた。	企画財政課と協議し、「需用費内で執行した。」とのことだが、多額の予算不足分が賄えたということは、当初に計上された電気料の積算が過大であったと言わざるを得ない。予算積算を適切に行い、執行するべきである。
4	備品手続について	年度が古く現在存在していない備品が備品台帳に登録されていた。	実態に即し、廃棄の手続を行うべきである。
5	会議室等の活用について	<p>現在、巢南庁舎の1階及び3階には利用頻度の低い会議室等が数多く存在している。</p> <p>監査当日、公室で休憩時間に職員が休憩をしていた。また、ほぼ使われていない応接セットや高額な絵画が配置されていた。</p> <p>現在、教育委員会の執務室の移転が、別々の階に分断される計画で進められている。</p>	<p>巢南庁舎については、最低でも今後10年は、現在の建物を使用するものと思われる。利用頻度の低い会議室等が数多く存在するなど、有効利用がなされていないと言わざるを得ない。長期的視点に立ち、庁舎内会議室等の有効利用を検討していただきたい。</p> <p>公室を休憩室として利用することは適切でないことから、施錠を徹底するなど、厳重に管理していただきたい。また、絵画は施設の統合時に移動を検討するとのことであったが、応接セットは穂積庁舎と入替を行うなど、それぞれ有効活用資するようにしていただきたい。</p> <p>教育委員会が別の階に分断されることは好ましくないため、同一フロアでの執務となるように再検討していただきたい。</p>
6	規程の整備について	市民窓口課に係る「瑞穂市事務決裁規程」の一部に現在行っていない事務の記載があった。	現在行っていない事務の記載があることは適切ではないため、正しく改正を行うべきである。

以上